

自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

1 協議理由

自家用自動車による有償運送は道路運送法で原則として禁止されていますが、過疎地域などにおいて、住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難で、地域の協議会等で必要性について合意した場合に、道路運送法に基づく登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うことができることとなっています。

本市で登録を受けて運行する自家用有償旅客運送（佐木島循環バス）の有効期間は、令和 6 年 11 月 30 日をもって 3 年間の有効期間が満了となります。

佐木島循環バスは、バス・タクシーが存在しない島内唯一の移動手段として多くの方に利用されており、島民の生活を維持するうえで欠かせない交通基盤であることから、登録の更新を行い、継続して運行したいと考えています。

更新登録の申請に当たりましては、当協議会の合意が必要となるので、申請の可否について協議させていただきます。なお、合意となりましたら、様式 1—5 号「協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付書類として提出します。

2 現在の登録内容

(1) 対象

佐木島循環バス

(2) 登録の有効期間

令和 6 年 11 月 30 日

3 更新登録申請について

【様式第 1—2 号】自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）のとおり

令和 6 年 月 日

中国運輸局広島運輸支局長 殿

名 称 三原市
 住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
 代表者の氏名 三原市長 岡田 吉弘

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 三原市
 住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
 代表者の氏名 三原市長 岡田 吉弘

2. 登録番号

中広市交第 9 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	佐木港 (三原市鷺浦町 須波 811 番地 15 先)	・ JA ひろしま鷺 浦営農センター ・ さぎしまふるさと館 ・ 向田港	佐木港 (三原市鷺浦町 須波 811 番地 15 先)	12.60 km	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
さぎしまふるさと館	三原市鷺浦町向田野浦 1 7 1 2

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			2 (0)		2	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計			2 (0)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

主として、三原市佐木島（鷺浦町）の住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

・ 路線 1 （佐木港～佐木港）

乗車距離数、大人・小人の別に関わらず、一乗車につき、一人 200 円の一律運賃。
ただし、三原市敬老優待乗船券及び障害者優待乗船券等交付規則（平成 17 年 3 月 22

日規則第 102 号) で定める敬老優待乗車証を提示した旅客は一乗車につき 100 円、障害者優待乗車証を提示した旅客及び三原市立鷺浦小学校の児童は無料。

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第 79 条の 4 第 1 ～ 4 号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- (12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第 75 条の 12 第 1 項の許可の見込みに関する書類

(年号) 年 月 日

中国運輸局 広島運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
（名 称） 三原市地域公共交通活性化協議会
（対象市町村） 三原市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 6 年 11 月 6 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名 称 三原市
住 所 三原市港町三丁目 5 番 1 号
代表者の氏名 三原市長 岡田 吉弘

5. 調った協議の内容

（1）路線又は運送の区域

三原市佐木島（鷺浦町）において、佐木港、向田港等を結ぶ路線

（2）旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

三原市佐木島（鷺浦町）においては、乗車距離数、大人・小人の別にかかわらず、一乗車につき、一人 200 円の一律運賃。ただし、三原市敬老優待乗車券及び障害者優待乗車券等交付規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 102 号）で定める敬老優待乗車証を提示した旅客及び三原市立鷺浦小学校の児童は無料。

- (3) 運送しようとする旅客の範囲
主として三原市佐木島（鷺浦町）の住民

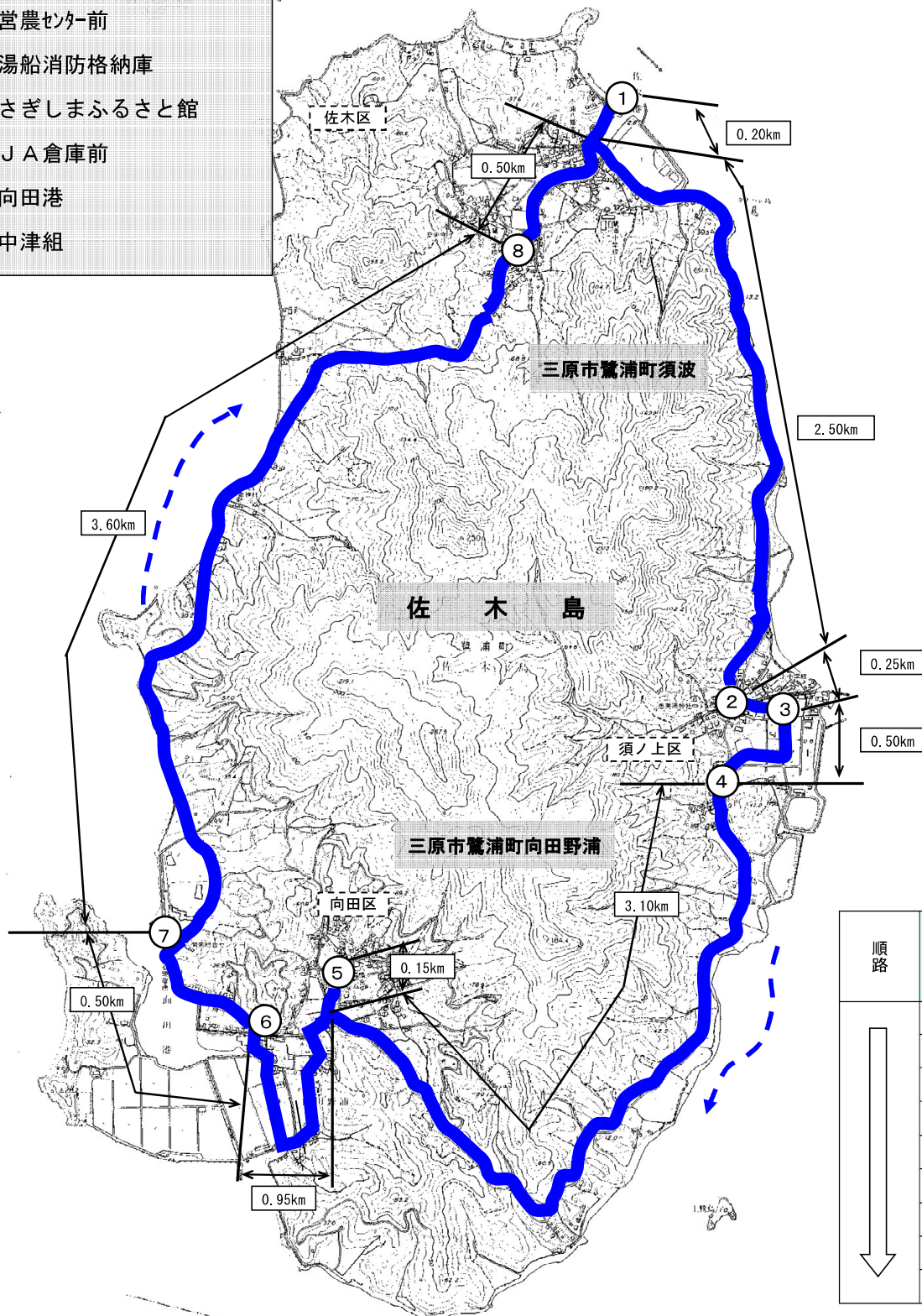
6. その他特記事項

令和6年 月 日
三原市地域公共交通活性化協議会
会長 上水流 久彦

運行経路図

【乗降場所】

- ① 佐木港
- ② 大番神社前
- ③ 営農センター前
- ④ 湯船消防格納庫
- ⑤ さぎしまふるさと館
- ⑥ JA倉庫前
- ⑦ 向田港
- ⑧ 中津組



順路	系統
↓	①
	②
	③
	④
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧
	①

鷺浦地区(佐木島)における自家用有償旅客運送の運行ダイヤ【月曜日～金曜日】

時刻表

番号	乗降場所	距離	時間	1便目	2便目	3便目	4便目	5便目
①	佐木港	2.70km	5分	7:40	8:10	12:35	13:55	15:50
②	大番神社前	0.25km	1分	7:45	8:15	12:40	14:00	15:55
③	JA営農センター前	0.50km	1分	7:46	8:16	12:41	14:01	15:56
④	湯船消防格納庫	3.25km	6分	7:47	8:17	12:42	14:02	15:57
⑤	さぎしまふるさと館	1.10km	3分	7:53	8:23	12:48	14:08	16:03
⑥	JA倉庫前	0.50km	2分	7:56	8:26	12:51	14:11	16:06
⑦	向田港	3.60km	5分	7:58	8:28	12:53	14:13	16:08
⑧	中津組	0.70km	2分	8:03	8:33	12:58	14:18	16:13
①	佐木港			8:05	8:35	13:00	14:20	16:15